

塩浜営業所新築その他設計業務委託

特 記 仕 様 書

	担 当	係 長	課 長
建 築			
電 気			
機 械			

令和 8 年 7 月

川崎市交通局

I 業務概要

1. 業務名称

塩浜営業所新築その他設計業務委託

2. 履行期間

令和 10 年 3 月 31 日限り

ただし、次のとおり各業務に期限を定める。

平面計画（概略面積算出） 令和 8 年 11 月 30 日

基本設計※ 令和 9 年 3 月 19 日

設計図書 令和 9 年 12 月 1 日

行政手続業務 令和 10 年 1 月 31 日

※給油所及び洗車場の実施設計を含む

3. 計画施設の概要

（1）施設名称

川崎市交通局塩浜営業所

（2）敷地場所

川崎市川崎区塩浜 2 丁目 2 番 1 号

（3）施設用途

（市営バス事務所）

令和 6 年国土交通省告示第 8 号 別添二 第 4 号 第 2 類とする。

（市営バス整備場）

令和 6 年国土交通省告示第 8 号 別添二 第 1 号 第 1 類とする。

（その他附属建築物 1 棟）

令和 6 年国土交通省告示第 8 号 別添二 第 1 号 第 1 類とする。

4. 建設の条件

（1）工事費概算

5, 7 1 7, 0 0 0 千円（税込）

（2）建設工期

1 期工事（フェーズⅠ～Ⅳ）

フェーズⅠ：給油所新設工事

令和 10 年 10 月～令和 11 年 4 月（7 ヶ月）（予定）

フェーズⅡ：既存給油所解体工事

令和 11 年 5 月～令和 11 年 7 月（3 ヶ月）（予定）

フェーズⅢ：洗車場新設工事

令和 11 年 8 月～令和 11 年 11 月（4 ヶ月）（予定）

フェーズⅣ：既存洗車場等解体工事

令和 11 年 12 月～令和 12 年 2 月（3 ヶ月）（予定）

2 期工事（フェーズⅤ）

フェーズⅤ：営業所・整備工場新設工事

令和 12 年 4 月～令和 13 年 9 月（18 ヶ月）（予定）

3 期工事（フェーズⅥ）

フェーズⅥ：既存営業所解体工事

令和 13 年 9 月～令和 14 年 3 月（7 ヶ月）（予定）

4 期工事（フェーズⅦ）

フェーズⅦ：外構整備工事

令和 14 年 4 月～令和 14 年 10 月（7 ヶ月）（予定）

※土壌汚染対策工事が生じる際は、フェーズを適宜変更すること

5. 設計と条件

1. 業務目的

本業務は、「塩浜営業所基本計画策定業務」で整理された諸条件・計画内容を踏まえ、現営業所におけるバス運行を継続しながら、同一敷地内で建替えを行うための建築・設備に関する基本設計および実施設計を行うことを目的とし、川崎市交通局の EV バス導入、整備工場の指定工場対応、環境負荷低減（ZEB Ready）を含む複合施設の整備を行うものとする。

1.2 基本方針

- 大規模地震の発生に備え、高い耐震安全性、業務継続性能を確保した施設
- 津波浸水被害に備え、災害レベルと発生確率を考慮した複合的な対策を導入した施設
- 重要な情報を守るため、十分なセキュリティレベルを確保した施設
- 環境負荷の軽減に向けた省資源・省エネルギー化などに対応した施設
- 周辺環境との調和を図るため、良好な景観形成を目指した施設

1.3 新施設の基本的性能基準

官庁施設の基本的性能基準に準拠して、建物ごとに性能を確保すること。なお環境保全については「官庁施設の環境保全性基準」、耐震については「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」、防犯については「官庁施設の防犯に関する基準」、ユニバーサルデザインについては「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」に定められた性能水準等に準拠すること。

2 計画条件の整理（業務前提条件）

2.1 敷地条件

- 敷地構成：東側敷地（主要施設）、西側敷地（駐車場）
- 敷地面積：東側敷地（事務所・整備工場・車庫等）：約 6,709 m²
西側敷地（主に車庫）：約 1,382 m²
合計：約 8,091 m² (8,091.56 m²)
- 用途地域：準工業地域
- 容積率 / 建ぺい率：200% / 60%
- 防火・準防火地域：準防火地域

2.2 施設概要（基本計画時点）

- 構造：S 造
- 階数：地上 4 階建

- 建築面積：1,428 m²
- 延面積：4,010 m²
(1階:1,428 m² 2階:428 m² 3階:1,290 m² 4階:835 m² R階:29 m²)
- 用途構成：1～2階：整備工場（特殊建築物）
3～4階：営業所（事務・厚生諸室）

2.3 付帯施設（基本計画時点）

- 洗車場：建替計画に干渉しない余剰空地に移転
- 給油所：建替計画に干渉しない余剰空地に移転
- 地下タンク：建替計画に干渉しない余剰空地に移転
- 油分離槽：整備工場及び給油所、洗車場の排水経路に設ける。
- 駐輪場：40台分を計画
- バイク置場：28台分を計画
- 廃タイヤ置場：現状同規模を設置
- 産廃、スクラップ置場：敷地南側搬出入車庫出入り口付近に計画（現状同規模）
- 急速充電器：既存建屋跡地及び整備工場内に、ダブルガン10台、シングルガン2台を想定

3 業務内容

3.1 基本設計業務

- 仮設計画、施工ステップ、解体計画、業種別分離発注（建築、電気設備、機械設備、昇降機）に係る調整等、施工条件を十分に反映した設計とすること。
- 建築基準法、消防法等の関係法令および各種条例に適合する計画とすること。
- 事業費および工期の妥当性を確保するとともに、工期の縮減に向けた検討を行うこと。（全体工程表を作成し、協議調整を行うこと。）
- 分離発注を想定しているので、建築・電気・機械・昇降機設備ごとに図面を作成すること。また、分離発注として、工事費を各々算出すること。
- 施設所管局と受託者との役割分担を整理し、工事に関連する作業区分について、その責任範囲を明確化すること。
- 基本設計として、建築・電気・機械に係る各項目について、体系的に整理し作成すること。なお、ZEB Ready以上の達成を目標として、エネルギー消費量の検討を行い、必要な仕様及び省エネ手法について検討を行い、建築及び建築設備としての施設概要説明書（CO2削減量、環境配慮機器、BCP計画を含む設計思想を整理したもの）を作成すること。
- 施設所管局の要望を踏まえ、建築及び建築設備の仕様について検討を行い、必要な調整を実施すること。なお、交通局特有の特殊機器類（洗車場、給油棟、整備場の特殊装置、イントラネット設備、運行管理システム、EV充電システム、料金システム、出退勤システム、地下タンク液面計等の交通局独自システム装置等）の配備を含めて、それらに対応できる建築及び建築設備の検討を行うこと。
- 電波障害の事前調査として、机上検討および電界強度測定車による測定を行うこと。なお、測定点については、あらかじめ監督員に対し説明を行うこと。
- 現地調査にて、既存建築物や既存建築設備に対するアスベスト調査やPCB含有調査の要否について、施設関係者へ周知を図ること。
- 設計の各段階における施設運営に係る重要事項決定に際して、交通局内部で意思決定を行うため、設計説明書として資料作成を行うこと。
- 電気軌道に近接する区域に設置される構造物、埋設物及び金属部材については、迷走電流による電食等の影響が懸念されるため、検討を行うこと。迷走電流の影響を考慮すべき範囲は、電気軌道の軌道中心線から概ね30m以内とする。また迷走電流対策の対象となる主な部位は、鉄筋コンクリート中の鉄筋、鋼製基礎、アンカーボルト、埋設鋼管、金属製配管、その他、金属製部材で電食の恐れがあるもの。迷走電流による電食を防止するため、防食被覆の施工、絶縁措置（絶縁継手等）、その他設計条件に応じた適切な防食対策、または複数の対策を講じるものとする。

※ 迷走電流対策については、必要に応じて鉄道事業者及び関係機関と協議のうえ、対策内容を決定するものとする。

- 洪水及び高潮、津波の浸水想定区域に位置しており、特に高潮については、2.2m以上3.2mとされている。計画においては、この想定浸水深を設計条件として位置づけ、浸水時における施設機能の維持および利用者の安全確保の観点から、受変電設備及び非常用電源設備等の重要機器については想定浸水深以上の階に配置し、建物出入口には必要に応じて脱着式止水板を設置するほか、開口部の止水性能を確保する計画とする。
- ※ 低層部においては浸水を前提とした設備配置とし、復旧の容易性にも配慮する。
- ※ 浸水時においても安全な避難行動が可能となるよう配慮するものとする。
- その他監督員が必要と認める事項に対応すること。

3.1.1 配置計画・動線計画

(業務内容)

- 建替え期間中のバス運行を考慮した敷地内動線計画
- バス・一般車・歩行者・作業員動線の明確な分離
- 駐車台数（最大101台、日中82台）の成立性検証

(重点検討事項)

- 営業所機能を維持しながら工事を前提とした施工フェーズと配置計画の整合
- 騒音・振動が住宅地側へ与える影響低減（西側配慮）
- 階段配置や建物位置変更による駐車台数増減の影響整理

3.1.2 建築計画（意匠）

(業務内容)

- 施設所管局と工事受注者との役割分担について、関係者間で作業区分の整理および調整を行い、責任範囲を明確化すること。特に、撤去・解体工事に伴う什器廃棄、什器購入、アスベスト調査、既存施設における許認可の確認等の対応を整理すること。
- 各階平面計画（諸室構成・面積調整）
- 整備工場の柱スパン・天井高さ・吹抜計画
- 事務・厚生諸室の労働環境配慮（更衣、休憩、女性用諸室等）

(重点検討事項)

- 整備工場の有効高さ（約7,500mm）を確保する断面計画
- 特殊建築物としての内装制限・防火区画への対応
- 施工段階・運用段階での安全性、視認性、維持管理性
- 建築設備の配置計画を速やかに調整すること。特に、EV充電設備の配備計画は、バス運営に支障が無いよう計画すること。屋上の建築設備においては建物高さに影響があるため注意し、建築構造上で必要な調整を行うこと。
- 執務空間のレイアウトとして什器及び建築設備の配置検討を行うこと。

3.1.3 構造計画

(業務内容)

- 支持層深度（約40m）を踏まえた基礎方式検討
- ピット（整備用・雨水貯留）の構造計画整理
- 施設を維持しながら施工に伴う仮設・既存建物との干渉整理

(重点検討事項)

- 施工段階における既存建物への影響
- 沈下式整備リフト等の荷重条件反映
- 基礎工事と駐車運用の両立性
- 構造に関する検討を早期に実施するとともに、建築設備の各種荷重条件を一覧表にて整理し、各階の設計床荷重と共に監督員へ説明すること。

3.1.4 外構計画

(業務内容)

【基本設計】

- 外構ゾーニング、動線計画（車両・歩行者の分離、安全確保）
- 舗装構成案（用途別、耐久、補修性、滑り抵抗、透水/不透水）
- 排水計画案（勾配、集水、浸透、放流先、越流、維持管理）
- 囲障・安全施設計画（転落/逸走防止、視認性、開口、出入口）
- バリアフリー計画（経路、段差、手すり、ブロック配置）
- 概算工事費、工程・施工制約（業務維持しながら、夜間、交通規制等）

【実施設計】

- 現況測量成果に基づく平面・縦横断計画
- 舗装設計（構成、路床路盤、目地、すべり、段差、排水性）
- 排水設計（管径、勾配、柵・側溝、浸透施設、接続詳細）
- 土工・造成（切盛、整地、法面、土留め、残土処分）
- 構造物（縁石、L形、擁壁が必要な場合の設計条件整理）
- 付帯施設（車止め、バリカー、点字ブロック、サイン、照明等）

(重点検討事項)

【道路接続・乗入れ・視距確保】

- 交差点付近、見通し、出入口の視距、壁・フェンス・植栽による視界阻害を避ける計画とする。
- 乗入れ部は道路管理者条件・歩道切下げ条件を把握し、協議を主導して条件確定すること。
- バリアフリー
- 主要動線は、段差解消、勾配、滑りに配慮し、途切れない連続経路とする。
- 視覚障害者誘導（誘導ブロック等）との干渉、上屋・サイン・支柱等の突出に留意。
- 排水・冠水リスク
- 想定降雨時の滞水箇所を抽出し、縦横断・柵配置・越流・放流先能力を含めて成立性を検討する。
- 既設管接続は管理者・台帳確認と現地整合を取り、接続不可リスク（深さ不足、逆勾配、容量不足）を事前に提示すること。
- 舗装仕様（耐久・修繕・滑り）
- 用途（歩行者/車両/重量車/緊急車）に応じて舗装構成を区分し、根拠（設計条件）を明示。
- すべり抵抗、段差、端部処理、視認性（色分け、路面表示）の計画を行う。
- 透水性舗装等を採用する場合は、目詰まり対策・維持管理方法も設計図書に明記する。

(路床条件)

- 路床土質・支持力（簡易支持力試験等）、地下埋設物・掘削復旧履歴の確認
- 地下水・湧水の有無、排水計画（縦横断勾配、集水・排水先）

(舗装種別)

- 車道・駐車場：原則 アスファルト舗装（重交通箇所・旋回箇所は強化断面またはコンクリート舗装を検討）
- 歩道・広場：インターロッキング、アスファルト舗装（ステンシル）、透水性舗装等（目的に応じ選定）
- バス動線・据切り箇所：コンクリート舗装または高耐久アスファルト（改質材等）を原則検討対象とする。

(T A区分別 標準舗装構成)

アスファルト舗装（車道・駐車場等）

(1) T A-1（軽交通：乗用車中心・低頻度）

表層：密粒度 AS 13 t=30mm

基層：粗粒度 AS 20 t=50mm

上層路盤：粒度調整碎石 M40 t=100mm

下層路盤：再生クラッシュラン RC-40 t=100mm

路床：所定の転圧・支持力確保（必要に応じ改良）

(2) T A-2（中交通：乗用車＋2t/4t が定常的）

表層：密粒度 AS 13 t=40mm（または改質 AS）

基層：粗粒度 AS 20 t=60mm

上層路盤：粒調碎石 M-30 t=150mm

下層路盤：RC-40 t=150mm

必要に応じ路床改良（石灰/セメント系等）

(3) T A-3（重交通：10t 車・バス）

表層：改質アスファルト混合物 t=50mm

基層：粗粒度 AS 20 t=80mm

上層路盤：M-30 t=200mm

下層路盤：RC-40 t=200mm

路床改良：設計支持力未達の場合は必須

※改良厚は試験により決定

コンクリート舗装（荷捌き・バス動線・据切り箇所の推奨）

コンクリート版：t=150～200mm（T A・軸重・支持力で設定）

路盤：M40 t=150～200mm

目地：収縮目地・膨張目地、シール材

鉄筋/メッシュ：必要に応じひび割れ制御目的で配置

※版厚・目地間隔・鉄筋要否は、交通条件（バス・10t 車）及び路床支持力により決定

3.2 設備設計（機械・電気）

3.2.1 機械設備

（業務内容）

- 冷暖房・換気設備、給排水衛生設備、搬送設備に係る設計（冷暖房設備、換気設備、給水設備、排水設備、ガス設備、燃料設備、消火設備、昇降機設備、整備設備）
- 既存施設のインフラ（給水、排水、ガス等）状況を十分に調査し、現況図を作成した上で、新築建物の機械設備の設計を実施すること。また、既存残置物等の調査・確認を行い、現況図に反映すること。
- 機械設備工事に係る予算（工事費および工事負担金）ならびに工程について整理し、分離発注の区分で明確化すること。
- 既存設備の撤去や残置については、施設所管課と十分な協議を行うこと。また、撤去や残置にともなう必要な諸官庁手続きについて調査・整理すること。
- 既存設備の再利用部位がある場合には、その内容および前提条件について、関係者に対し必ず説明を行うこと。
- 設備機器について、メンテナンススペースの確保ならびに将来の更新を踏まえた配置等の検討を行うこと。

（重点検討事項）

- 空調・換気・給排水・排水処理設備・消火設備の設計
- 津波浸水被害等を考慮しつつメンテナンス性を考えた機器配置、整備工場天井等に給排水配管敷設しない等特に留意すること
- 整備工場内換気・排気計画
- 給油施設・洗車施設・油水分離槽計画
- 整備工場排気・臭気・騒音が住宅地側へ与える影響
- 特定施設（下水道法）に該当する設備整理
- 工事フェーズごとの設備切替計画

3.2.2 電気設備

（業務内容）

- 電力設備及び通信・情報設備に係る設計（電灯設備、動力設備、雷保護設備、受変電設備、発電設備、電力貯蔵設備、電気自動車用充電設備、構内情報通信網設備、構内交換設備、情報表示設備、映像音響設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、監視カメラ設備、防犯入退室管理設備、火災報知設備、構内配電線路、構内通信線路、その他関連装置）
- 新たな引込点（電力、通信）の各種申請手続の内容について整理し、その結果を報告するものとする。さらに、別途引込として運用されている既存E Vバス充電設備と、新たに設置予定のE Vバス充電設備との引込方法の取扱いについて確認を行うこと。
- 既存インフラの契約状況、特殊機器（整備場の特殊装置、イントラネット設備、運行管理システム、E V充電設備監視モニタ、料金システム、出退勤システム、地下タンク液面計等の交通局独自システム装置等）を踏まえ、工事対応に係る作業区分を整理し、将来にわたり対応漏れが生じないように、関係者間で確認・調整の上、文書として明確化すること。
- 電気設備工事に係る予算（工事費および工事負担金）ならびに工程について整理し、年度ごとの出来高を踏まえて（分離発注の区分）明確化すること。
- 既存設備（ハンドホール、埋設管路）の再利用がある場合、その内容および前提条件について、関係者に説明を行うこと。特に、既存建物の通信機器に対して、再利用の有無を確認すること。
- メンテナンススペースの確保ならびに将来の更新を踏まえた配置等の検討を行うこと。
- 鉄道事業者および東京電力との協議結果に基づき、必要となる予算（工事費および工事負担金）について確認を行うものとする。

（重点検討事項）

- 想定される浸水深を考慮し、分電盤、制御盤等の各種盤類の設置高さについて検討を行い、その結果を基に監督員と協議のうえ決定するものとする。
- 本施設は重耐塩地区に該当することから、使用する機器、材料および施工方法については、重耐塩仕様に適合した内容とし、その適合性について提案を行うものとする。
- 迷走電流対策については、必要に応じて鉄道事業者及び関係機関と協議のうえ、対策内容を決定するものとする。
- E Vバス急速充電設備（20 基程度を想定）の配置計画について確認を行うとともに、受変電設備（2,500～3,000kVA 級）の容量および構成について速やかに計画を行うものとする。その際、EVバス急速充電設備の最大設置可能台数について将来的な増設に伴う基礎の配置を含めて検討し、関係者と協議のうえ確認を行うものとする。
- 前項のE Vバス急速充電設備の配置計画を踏まえ、東京電力との協議を速やかに行うものとする。なお、当該協議には、建物側の引込位置および引込方法、必要電気容量の検討を含める。
- 改築する建築物における電気および通信ケーブル幹線の経路について、他工種との調整および情報共有を目的として、簡易的な系統図・経路図を作成すること。併せて、分電盤・制御盤等の盤類、通信機器の主装置、ならびに施設所管局が対応する機器等を図面上に明示（プロット）し、当該機器の設置に必要な面積および配置位置について、関係者と協議のうえ確認を行うこと。
- 非常用発電設備および太陽光発電設備の計画にあたっては、電灯盤および動力盤への電源供給範囲について提案を行うものとする。
- 工事の各フェーズにおける電気設備および通信設備の切替方法（切替盤を設ける等の施設の継続使用や安全性を考慮した切替計画を立案すること。なお、切替に伴う停電・系統変更の影響範囲、仮設設備の使用有無および切替手順について提案し、関係者と協議のうえ確認を行うものとする。）
- 監視カメラについては、西側敷地の拡張性を配慮し、仮設計画を立案すること。
- 防犯入退室管理設備については、浴室及び女子更衣室等に配備するものとし、入退室管理装置の制御機器について施設の用途、管理体制等を考慮し、仕様及び費用を比較表として提案すること。
- 火災通報装置及び副受信機等について消防協議を行い、関係者と協議のうえ確認を行うものとする。

3.2.3 オイルタンク設備

（業務内容）

- オイルタンク本体、基礎、付帯配管、漏えい検知設備、注入口、通気設備、関連土木構造、維持管理計画等を対象とし、地下タンク貯蔵所として必要な一切の実施設計

(重点検討事項)

- 設置数量：オイルタンク容量：30,000 リットル × 2 基（最大貯蔵量：60,000 リットル）
※貯蔵油種（軽油、重油、潤滑油等）は設計段階で確定し、危険物の類別・指定数量を明示
- 施設区分:消防法に基づく地下タンク貯蔵所として計画すること。
- タンク構造方式は、二重殻（ダブルウォール）構造の地下埋設型タンクとし、内槽と外槽の間に常時監視可能な漏えい検知機構を有すること。やむを得ず別方式を採用する場合は、同等以上の安全性及び環境保全性能を有することを立証し、発注者の承諾を得ること。
- 漏えい検知設備については、二重殻タンクの間層に漏えい検知装置を設置すること。また漏えい検知時には、警報が視覚および聴覚の双方で明確に確認できる構成とすること。

3.3 実施設計業務

(業務内容)

- 各工事種別（建築・電気・機械）の実施設計
- 数量算出、内訳書作成、設計図書作成
- 特殊機器（整備機器、沈下式リフト等）反映

(重点検討事項)

- 施工段階の制約条件（フェーズ施工）の図面反映
- 積算根拠が明確となる設計精度の確保
- 監督・施工者との齟齬が生じにくい表現

4 法令・条例対応業務

対象法令

- 建築基準法・川崎市建築基準条例
- 消防法（危険物施設、給油取扱所）
- 総合調整条例、景観計画
- バリアフリー法、福祉のまちづくり条例
- 建築物省エネ法、CASBEE 川崎
- 盛土規制法、土壌汚染対策法 等

(業務内容)

- 関係部署との事前協議
- 各種届出・申請資料作成支援
- 指摘事項への設計反映

5 成果品

- 設計説明書、施設概要説明書
- 図面一式（建築・構造・設備）
- 内訳書・数量調書
- 法令協議資料
- 電子データ（PDF・CAD）

6 特記事項

- 基本計画からの変更については、理由・影響（コスト・工期）を明示すること
- 施工条件を無視した成立しない設計とならないよう、施工段階を常に意識すること
- 発注者および施設運営部門との協議を十分に行い、運用実態を踏まえた設計とすること

7 重点詳細記載

(営業所機能を維持しながら工事を前提とした計画)

7.1 基本的な考え方

本施設は、バス運行を継続しながら、同一敷地内で段階的に建替えを行う工事を前提とする。設計にあたっては、施工段階での成立性を最優先事項として計画することとし、施工フェーズごとの仮設・動線・設備切替を含めての設計とする。

7.2 設計者に求める具体的業務内容

- 基本計画で示されたフェーズⅠ～Ⅶの施工手順を前提条件として、各フェーズにおける使用可能エリア、制限エリア、仮導線、使用停止となる設備・駐車区画を明確に整理すること
- 設計図書には、以下を図面または、体系的な資料として明示すること。
 - ① フェーズ別配置図
 - ② フェーズ別駐車可能台数
 - ③ フェーズ別主要設備の稼働／停止区分

7.3 特に留意すべき事項

- 仮設・既存建物・新築建物が構造・設備的に干渉しないことを整合的に整理すること。
 なお、建築設備（電気設備・機械設備）の幹線となる配管・ダクトの経路において、施設運営に支障がないことを示す資料を作成すること。
- バス運行・給油・洗車が完全に停止する期間を生じさせない計画とすること。

（E Vバス・電力供給計画）

7.4 電力計画の前提条件

- E Vバス急速充電設備：12 台程度を想定
- 受変電設備容量：2,500～3,000kVA 級を想定
- 建替え期間中も、既存営業所の電力供給は継続する必要がある

7.5 設計上の重点検討事項

（1）工事期間中の電力供給

- 新設する受変電設備の稼働時期と、既存設備の更新・撤去時期を整理し、工事期間中の仮設計画を具体的に検討すること。
- 電気事業者との協議の要否、フェーズとの整合を設計段階で整理すること。

（2）E V・環境施策との整合

- E V充電設備、太陽光発電、Z E B 化対応については、設備単体ではなく、電力系統全体として整合した設計とすること。

（3）施設の業務体制

- 本施設はバスの点検整備及び車検を実施する施設であるため、車両整備並びに検査に係る機器の適切な配置及び作業動線の計画が重要であり、受注者は基本設計段階より車両整備・検査機器の専門メーカー等の技術的知見を取り入れ、施設計画及び設計内容に適切に反映させるものとする。
 なお、導入する機器については特定メーカーの指定が困難であることから、特定の一社に限らず、複数の車両整備・検査機器メーカーからの助言・確認を得ることにより、汎用性、実用性及び将来の機器更新への対応性を確保するものとする。

（給油施設・危険物施設）

7.6 本施設の位置づけ

- 本営業所は、危険物（軽油）を取り扱う給油設備を有する施設であり、消防法に基づく危険物取扱所（給油取扱所）に該当する。

7.7 設計に求める内容

- 建築設計・設備設計に加えて、以下を業務対象に含めること
 - ① 消防法・危険物規制政令に基づく施設構成整理

- ② 建築との離隔、区画、防火構造の整理
- ③ 消防との事前協議資料の作成支援

7.8 特に重要な留意点

- 建築基準法と消防法の二重規制の整合
- 給油施設の建替えフェーズにおいて、新旧施設の併存期間及び、一時撤去・仮設の可否を含めて整合を図ること

(整備工場(特殊建築物)＋消防計画)

7.9 基本的な位置づけ

- 整備工場部分は、建築基準法上の特殊建築物(自動車修理工場)に該当する。
- 防火区画、内装制限、構造耐火性能について、整理を行い、監督員に説明すること。

7.10 設計上の重点項目

- 面積区画・異種用途区画の整理
- 堅穴区画(階段・EV)の整理
- 排煙設備・非常用照明・避難計画の成立性

7.11 特に厳しく記載すべき点

- 整備工場と営業所部分の区画は、消防・建築の両面から成立していることを図示
- 設備配管(給排水・ダクト)が防火区画を不適切に貫通しない、維持管理上無理のない経路であることを設計段階で整理する。

(土壌汚染・掘削・盛土(工事段階リスク対策))

7.12 前提条件

- 敷地は過去の使用履歴(地歴)から、土壌汚染対策法に基づく届出対象となる可能性が高いため、掘削、埋戻し、仮置き土が盛土規制法の許可対象行為に該当する可能性がある。

7.13 設計者に求める整理

- 基礎形状、ピット、雨水貯留槽等の計画に応じて、掘削深さ、土量、仮置きの可能性を設計段階で整理すること。
- 土壌・盛土関係手続きが、工期へ与える影響が高いため、施工手順に与える影響を明示すること。

(近隣配慮・騒音対策(住宅地隣接))

7.14 設計段階での配慮事項

- 整備工場の出入口、開口部配置は、住宅地側への影響を最小限とする配置とすること。また施設などの騒音源(整備音・排気音)の方向性整理すること。

7.15 特記事項

- 完成後だけでなく、工事期間中の騒音・振動・仮設配置にも配慮した設計とすること。
- 仮囲い、防音壁の設置余地を、計画段階で確保すること。

8 解体設計

(実施設計)

解体工事の設計に当たっては、川崎市の「公共建築工事特則仕様書(建築物解体工事編)」および関係する「解体工事特則仕様書」の規定趣旨(安全、公衆災害防止、石綿、廃棄物等)を踏まえ、設計図書(図面・仕様・数量)へ反映すること。

8.1 解体対象の建物・工作物一覧（表にして成果品にも反映）

- 建物 1：営業所・整備工場 用途（事務所）、構造（鉄筋コンクリート造）、階数 2、
延面積 1,512.462 m²、建築年 S49、杭有無（有・無・不明）
- 建物 2：車体部品庫 用途（倉庫）、構造（プレハブ造）、階数 1、
延面積 16.17 m²、建築年 H11、杭有無（無）
- 建物 3：自転車置場 用途（駐輪場）、構造（鉄骨造）、階数 1、
延面積 26.40 m²、建築年 H11、杭有無（無）
- 建物 4：自転車置場 用途（駐輪場）、構造（鉄骨造）、階数 1、
延面積 11.20 m²、建築年 S50、杭有無（無）
- 建物 5：部品置場（下屋） 用途（倉庫）、構造（鉄骨造）、階数 1、
延面積 11.73 m²、建築年不明、杭有無（無）
- 建物 6：雑品庫 用途（倉庫）、構造（鉄骨造）、階数 1、
延面積 26.08 m²、建築年 H20、杭有無（無）
- 建物 7：便所・物置 用途（便所等）、構造（C B 造）、階数 1、
延面積 22.64 m²、建築年 S50、杭有無（無）
- 建物 8：清掃員詰所 用途（事務所等）、構造（プレハブ造）、階数 1、
延面積 12.00 m²、建築年 S50、杭有無（無）
- 給油所上屋 構造鉄骨造、建築年 S50、杭有無（不明）
- 工作物：移動式自動洗浄機、塩ビ波板塀、機械基礎 等
- 外構：アスファルト舗装 等
- 設備：高圧受変電・発電機・空調機・給排水・消火設備・配管配線・ピット内設備 等

8.2 事前調査

- 既存図・台帳・竣工図・改修履歴の收集整理（貸与資料の一覧化）
- 現地踏査・写真記録（外観・内部・危険箇所・搬出入経路・近接物）
- 構造・部材推定（躯体種別、耐火被覆、ALC、折板、屋根材、仕上材等）
- 埋設物・杭の事前把握：図面照合、必要に応じ探査提案（レーダ等）
- 周辺環境条件整理：騒音・振動・粉じん・交通・作業時間制約等
→ 調査結果を「解体計画」「仮設計画」「数量根拠」に必ず反映すること。

8.3 有害物・特別管理物の調査と設計反映（最重要）

- 石綿（吹付け・保温材・成形板等）の調査結果を、除去範囲・工法区分・養生・負圧・廃棄物区分・運搬処分まで設計図書に落とし込むこと。
- PCB、フロン、鉛等の可能性がある設備・部材（例：安定器、変圧器、冷媒機器等）について、撤去・処理の整理と工事条件化すること。

8.4 解体計画（工法・手順・分別・安全）

- 解体順序（上屋→躯体→基礎→杭→埋設→整地）と残置の境界条件を明示すること。
- 近接物に応じた工法（圧砕、ワイヤーソー、手壊し、カッター等）を選定し、制約（振動上限・騒音対策）を仕様化すること。
- 公衆災害防止（第三者災害、落下・飛散、外壁崩落等）を前提に、養生・防護・誘導計画を明示すること。

8.5 仮設計画（仮囲い・足場・防音・散水・動線）

- 仮囲い種別、高さ、出入口、警備、掲示、夜間対策
- 防音シート・防音パネル・散水設備・集じん設備
- 重機ヤード、搬出入動線、誘導員配置、車両待機の可否
- 既存ライフラインの仮受電・仮設水・排水処理

8.6 廃棄物処理計画（分別・数量・運搬処分条件）

- 分別区分（コンクリート、アスファルト、木材、金属、ガラス・陶磁器、石膏ボード等）と数量根拠、特別管理産廃の区分・処理ルート、発注者承認事項、マニフェスト・記録類の要件を条件化すること。

9 成果物

（設計成果物）

9.1 内訳明細書について

- 当初から「工事 STEP ごとに内訳明細書」作成すること。Ⅰ～Ⅳ期の内訳明細書は、（一財）建築コスト管理システム研究所営繕積算システム（R I B C 2）にて作成すること。（ライセンス等は本業務に含む。）
分離発注を想定しているので、建築・電気設備・機械設備・昇降機ごとに作成すること。

10 別発注の関連業務に係る案件への反映

- 受注者は、本市が別に発注するフェーズⅢ（整備工場改築）以降の工事と、バス運行情報設備整備、川崎市防災無線設備等の関連業務に係る施設要件について、本市と十分な協議を行い設計に反映させるすること。

11 事業費に関する事項

11.1 基本設計段階

（基本設計段階における事業費の考え方）

- 基本設計段階における事業費は、本事業の成立性、実現性及び財政的妥当性を検証するための基礎条件であり、以降の実施設計及び工事発注の前提となる重要な指標である。
- 受託者は、要求水準及び計画条件を満足しつつ、過大又は過少とまらない合理的な事業費水準を設定する責任を負う。

（概算事業費）

- 基本設計段階において想定する事業費（以下「想定事業費」という。）は、概ね金5,717,000千円（税込）程度を目安とする。
- 受託者は、当該想定事業費を踏まえ、事業全体が予算的に成立する計画となるよう設計内容を構築しなければならない。
- 想定事業費は確定額ではないが、その成立性について専門家としての説明責任を負うものとする。

（概算工事費の算定責任）

- 受託者は、基本設計図書に基づき、設計内容の熟度に応じた概算工事費を算定しなければならない。
- 概算工事費は、同種・同規模施設の実績、最新の積算基準、標準単価等を踏まえ、第三者が見て合理性を判断できる水準とすること。
- 概算工事費の算定条件、前提及び不確定要素については、明確に整理した上で本市に説明しなければならない。

（基本設計段階におけるコスト調整義務）

- 基本設計の検討過程において、想定事業費を上回るおそれが生じた場合、受託者は、速やかに本市へ報告し、設計内容の見直し案を提示しなければならない。
- 見直し案は、機能、性能及び法令適合性を確保したうえで、事業費縮減の可能性を比較検討できる内容とすること。

11.2 実施設計段階

（実施設計段階における事業費管理責任）

- 実施設計段階における事業費は、工事発注に用いる確定的な金額水準を形成するものであり、厳格な管理が求められる。
- 受託者は、基本設計において整理された想定事業費を上限として、当該事業費の範囲内で実施設

計を完成させる責任を負う。

(事業費上限の遵守)

- 実施設計段階における事業費上限は、基本設計において本市が了承した想定事業費を原則として変更しないものとする。
- 受託者は、事業費上限を超過しないことを前提に、設計内容、仕様、材料及び工法を決定しなければならない。

(事業費超過時の対応)

- 実施設計の検討過程において事業費が上限を超過するおそれが生じた場合、受託者は、直ちに設計作業を中断し、本市に報告しなければならない。
- 受託者は、事業費上限内に収めるため、VE 提案、仕様構成の見直し、工法変更等による具体的かつ実行可能な縮減案を複数提示しなければならない。
- 縮減案には事業費縮減額、性能・品質への影響、維持管理費への影響を明確に記載すること。

Ⅱ 業務仕様

1. 特記仕様書の適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書（川崎市まちづくり局）」（以下「共通仕様書」という。）による。

2. 設計業務の内容及び範囲

適用欄において○印のついたものを適用する。

（１）一般業務の範囲

範 囲	適 用
【基本設計】	
総合基本設計に関する標準業務	○
構造基本設計に関する標準業務	○
電気設備基本設計に関する標準業務	○
機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等） 基本設計に関する標準業務	○
【実施設計】	
総合実施設計に関する標準業務	○
構造実施設計に関する標準業務	○
電気設備実施設計に関する標準業務	○
機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等） 実施設計に関する標準業務	○

（２）上記（１）一般業務の範囲から対象外となる業務の範囲

範 囲	適 用
【基本設計】	
【実施設計】	
【設計意図伝達】	○

(3) 追加業務の範囲

範 囲	適 用
解体工事に関する標準業務（既存建築物の図面作成含む）及び積算業務	○
建築積算	○
電気設備積算	○
機械設備積算	○
計画通知申請の手続業務 （計画通知は原則として川崎市建築主事に通知すること）	○
その他建築基準関係規定等に係る法令・条例に関する行政手続業務等（別紙 1 「(3) 実施設計完了時」の表中【行政手続申請等】において適用している項目）	○
東京電力、N T T 等との協議	○
鉄道事業者との協議	○
道路管理者との協議	○
電波障害対策に関する業務	○
日影図の作成	○
住民説明用資料の作成	○
工事議案資料の作成	○
概略工事工程表の作成	○
透視図作成	○
模型製作	

※積算においては、積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成、単価作成資料（刊行物及びカタログ等の根拠資料写しの整理を含む）の作成、見積徴取、見積一覧表の作成及び見積検討資料の作成を行う。

(4) 構造計算適合性判定の適用

床面積の合計	箇所数
1, 000 m ² 以内	
1, 000 m ² を超え 2, 000 m ² 以内	
2, 000 m ² を超え 10, 000 m ² 以内	1
10, 000 m ² を超え 50, 000 m ² 以内	
50, 000 m ² を超える	

3. 業務の実施

(1) 一般事項

本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。成果物については「設計業務等のチェックリスト(川崎市まちづくり局)」による確認を行い、同リストを添えて提出する。なお、必ず照査者によるチェックを行うこと。

(2) 適用基準等

適用基準は次(最新版を適用)による。特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

ア 設計

- ・ 建築設計基準
- ・ 建築構造設計基準 (川崎市まちづくり局施設整備部)
- ・ 建築設備計画基準・同要領
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 木造計画・設計基準
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編)
- ・ 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編)
- ・ 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)
- ・ 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編)
- ・ 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編)
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編)
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編)
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編)
- ・ 建築物解体工事共通仕様書・同解説
- ・ 公共木造建築工事標準仕様書
- ・ 公共建築工事特則仕様書 (建築工事編) (川崎市まちづくり局施設整備部)
- ・ 公共建築工事特則仕様書 (電気設備工事編) (川崎市まちづくり局施設整備部)
- ・ 公共建築工事特則仕様書 (機械設備工事編) (川崎市まちづくり局施設整備部)
- ・ 建築物解体工事特則仕様書 (川崎市まちづくり局施設整備部)

イ 積算

- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築工事積算基準等の運用（川崎市まちづくり局施設整備部）
- ・建築数量積算基準・同解説
- ・公共建築設備数量積算基準・同解説
- ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- ・公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）

ウ その他

- ・都市計画法、建築基準法ほか関係法令・条例等
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネルギー法）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）^{注1}
- ・川崎市福祉のまちづくり条例・整備マニュアル^{注2}
（川崎市まちづくり局指導部建築管理課）
- ・川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針^{注3}
（川崎市まちづくり局総務部企画課）
- ・川崎市公共建築物における環境配慮基準^{注4}
（川崎市環境局脱炭素戦略推進室）

注1）すべての設計において、隣接する既存の特別特定建築物（市が所有、管理）の建築物移動等円滑化基準への適合について検討すること。

注2）すべての設計において、整備マニュアルに定める「望ましい水準」への適合について検討すること。

注3）新築、増築、改築、スケルトン改修においては、木材の設計数量を記録すること。

注4）市公共建築物における太陽光発電設備設置基準
市公共建築物における ZEB 化基準
市公共建築物等における電気自動車等用充電設備設置基準

（3） 「業務カルテ」の登録

- ・印のついたものについては、※印の付いたものを適用する。

※業務実績情報の登録の要否

- ・※要

受注者は、別紙1のとおり業務完了検査後に速やかに、公共建築設計者情報システム

（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、業務完了検査前までに登録内容について、監督員の承諾を受ける。

- ・ 不要

（4） 業務計画書

業務計画書の記載内容は、原則として次のとおりとし、監督員の承諾を得ること。また、業務計

画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更業務計画書を提出すること。

ア 業務概要

業務の意図及び目的、業務で実施する調査、計画、設計の作業項目などを簡潔に記載する。

イ 業務実施方針

特記仕様書、法令及び基準等で規定されている業務条件等を整理した上で、調査、計画、設計における作業項目及び発注者や施設管理者等との打合せ方法などを検討し、具体的方針として記載する。

ウ 業務工程計画

業務の流れが明確に把握できるよう、業務の作業手順を工程表として示すと共に、照査の節目や打合せ時期、法令手続時期等についても明示する。

エ 照査計画

照査を行う業務の節目、時期、内容等を記載する。

オ 業務実施体制

管理技術者及び照査技術者、実務担当技術者を組織図として記載する。業務を再委託するときは、再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等を記載する。なお、業務の全部を一括して又は主要な部分を再委託してはならない。また、複数の者に再委託する場合で、自らが調整、指揮、監督または検査等の総合管理を行う場合、それぞれの役割及び体制を記載する。なお、必要に応じて実績等がわかる書類を添えること。

カ その他

監督員が指示するもの等を記載する。

(5) 業務実施体制

ア 管理技術者等の資格要件

管理技術者等の資格要件は次による。なお、管理技術者については、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

	資格要件	適用
管理技術者	建築士法第2条第2項に規定する一級建築士として、建築士法施行規則第1条の2に規定する実務経験を10年以上有する者	○
	建築士法第2条第5項に規定する建築設備士又は建築士法第10条の	

	3に規定する設備設計一級建築士	
	建築士法第2条第5項に規定する建築設備士（実務経験5年以上）	
担当技術者 （意匠）	建築士法第2条第2項に規定する一級建築士、かつ建築士法施行規則第1条の2に規定する実務経験を10年以上有する者	○
担当技術者 （構造）	建築士法第2条第2項に規定する一級建築士、かつ建築士法施行規則第1条の2に規定する実務経験を●年以上有する者	
	建築士法第10条の3に規定する構造設計一級建築士	○
担当技術者 （電気）	建築士法第2条第5項に規定する建築設備士又は建築士法第10条の3に規定する設備設計一級建築士	○
	建築士法第2条第5項に規定する建築設備士（実務経験5年以上）、若しくは、本委託対象と同等以上の設計に関する実績を有する者、又は同程度の能力のある者（実務経験10年以上）	
担当技術者 （機械）	建築士法第2条第5項に規定する建築設備士又は建築士法第10条の3に規定する設備設計一級建築士	○
	本委託対象と同等以上の設計に関する実績を有する者、又は同程度の能力のある者（実務経験5年以上）	
担当技術者 （積算）	本委託対象と同等以上の積算に関する実績を有する者（実務経験5年以上）	○

イ プロポーザル方式による手続きを経て業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式による手続きを経て本設計業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により本設計業務を履行する。

（６） 資料（CAD・書式の電子データ等）の貸与及び返却

貸 与 資 料	適 用
・既存建築物の図面等	○
・既存敷地調査資料（測量図、柱状図等）	○
・その他業務関連資料	○

（７） 打合せ記録

打合せに関する記録を速やかに作成し、監督員に提出する。

（８） 成果物等の提出

成果物及び提出書類は、別紙1により、電子化CD（CALS／EC用）で監督員に提出する。ただし、電

子化できないものは A4 ファイリングとする。

4. その他

・印の付いたものについては、※印の付いたものを適用する。

(1) 本設計業務における契約関係基準類の摘要順位は次のとおりとする。

- ①特記仕様書
- ②共通仕様書
- ③川崎市委託契約約款

(2) 建築士法第 2 2 条の 3 の 3 に基づく書面による契約締結

- ・※要 延べ面積が 3 0 0 m²を超える建築物を新築し、増築し、改築し、又は建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合は、建築士法第 2 2 条の 3 の 3 に基づく書面による契約締結が必要。
- ・不要 建築士法第 2 4 条の 8 に基づく書面の交付が必要。

(3) 成果物及び提出書類が著作権法に定める著作物に該当する場合には、すべて本市に無償譲渡するものとする。

(4) 本設計業務は「電子納品ガイドライン（建築編・建築設備編）（川崎市まちづくり局）」に基づく、電子納品対象業務とする。

(5) 再委託

ア 再委託の相手方による再委託に係る業務の履行により、本市に損害を与えたときは、受注者が本市に対する賠償の責を負うこと。

イ 契約の目的物について、再委託の相手方による再委託に係る業務の履行に係る部分に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があったときは、受注者が契約の規定による契約不適合責任を負うこと。

ウ 再委託にあたって、受注者は、再委託の相手方に対する対価の支払い等について適正に取扱いを行うこと。

エ 再委託の相手方が、前ア～ウのいずれかに違反したときは、再委託の相手方に関する承諾を取り消すものとする。

オ この場合において、受注者に損害が発生したときは、本市は一切の賠償の責を負わない。

- (6) 特記仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は監督員と協議し、各基準に適合するよう行うものとする。
- (7) 工事材料、施工方法等を発注図等（参考図含む）に記載する際に、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象の有無について確認すること。
- (8) コンクリート削孔に伴い発生するコンクリート殻、濁水及び濁水に含まれる削孔くずについては、「業務計画書」に処理方法を具体的に記載すること。
また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを提出すること。
- (9) ア 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
イ 受注者は、発注者の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

別紙 1 成果物及び提出書類

(1) 業務着手時等

名 称	関係規定等	提出時期	備 考
委託業務着手届	まちづくり局 委託業務監督要領	設計業務着手時	担当技術者以外の者を置く場合に提出 管理技術者及び担当技術者について記載
委託業務代理人・作業員届			
委託業務代理人・技術者届			
技術者経歴書			
組織表			
業務計画書	共通仕様書	契約締結後 7 日以内	
委託業務工程表	川崎市委託契約約款		
委託業務完了届 (委託業務完了届・検査報告書)	まちづくり局 委託業務監督要領	設計業務完了時	契約金額 200 万円未満の場合、(委託業務完了届・検査報告書)を使用
電子化 CD (CALS/EC 用)	電子納品ガイドライン (建築編・建築設備編)		
公共建築設計者情報システム (PUBDIS)「業務カルテ」の登録	公共建築協会	設計業務完了検査後に速やかに	

注)・電子化 CD の提出枚数は 1 部とする。

(2) 基本設計完了時

	成 果 物 等	適 用
【建築 (総合)】	基本設計説明書	○
	基本設計図	○
【建築 (構造)】	構造計画概要書	○
	基本構造計画案	○
	仕様概要書	○
【電気設備】	電気設備計画概要書	○
	仕様概要書	○
【機械設備】	空気調和設備計画概要書	○
	給排水衛生設備計画概要書	○
	昇降機設備計画概要書	○
	仕様概要書	○
【資料】	各種技術資料	○
	各記録書	○
	電子データ	○

【その他】	工事費概算書	○
	概略工事工程表	○
	交通量・騒音・振動等調査報告書	

注)・建築（構造）、電気設備及び機械設備の成果物は、建築（総合）基本設計の成果物の中に含めることができる。

- ・成果物には受注者名と管理技術者名を記載すること。
- ・複製は監督員との協議による。

（３） 実施設計完了時

	成 果 物 等	適 用
【建築（総合）】	実施設計説明書	○
	実施設計図	○
【建築（構造）】	建築構造設計図	○
	構造計算書	○
【電気設備】	電気設備設計図	○
	電気設備設計計算書	○
【機械設備】	空気調和設備設計図	○
	給排水衛生設備設計図（消火設備含む）	○
	昇降機設備設計図	○
	空気調和設備設計計算書	○
	給排水衛生設備設計計算書（消火設備含む）	○
【建築積算】	建築工事積算数量算出書	○
	建築工事積算数量調書	○
	見積り徴取、見積一覧表及び見積検討資料	○
	単価資料（刊行物及びカタログ等の根拠資料写しの整理を含む）	○
	工事内訳書	○
【電気設備積算】	電気設備工事積算数量算出書	○
	電気設備工事積算数量調書	○
	見積り徴取、見積一覧表及び見積検討資料	○
	単価資料（刊行物及びカタログ等の根拠資料写しの整理を含む）	○
	工事内訳書	○
【機械設備積算】	機械設備工事積算数量算出書	○
	機械設備工事積算数量調書	○
	見積り徴取、見積一覧表及び見積検討資料	○
	単価資料（刊行物及びカタログ等の根拠資料写しの整理を含む）	○
	工事内訳書	○

【行政手続申請等】	都市計画法に関する協議	
	宅地造成等規制法に関する協議	
	総合調整条例に関する協議	○
	防犯灯設置に関する協議	
	所轄警察署協議	○
	緑化に関する協議	○
	駐車場法に関する協議	○
	下水道法に関する協議	○
	雨水流出抑制に関する協議	○
	水道法に関する協議	○
	消防法に関する協議	○
	ガス事業法に関する協議	
	バリアフリー法に関する協議	○
	福祉のまちづくり条例に関する協議	○
	CASBEE川崎への入力及び申請に関する協議	○
	建築物省エネルギー法に関する協議	○
	ビル衛生管理法に関する協議	○
	浄化槽法に関する協議	
	廃棄物の収集に関する協議	○
	都市計画道路に関する協議	
	都市景観に関する協議	○
	自転車等の放置防止に関する条例に関する協議	
	建築物の用途の許可に関する協議	
	一団地認定に関する協議	
	建築物の高さの許可に関する協議	○
	日影の許可に関する協議	○
	道路内建築物の許可に関する協議	
	斜面地建築物の許可に関する協議	
	工事中建築物の仮使用の認定に関する協議	○
	埋蔵文化財に関する協議	
	臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例に関する協議	
	自転車等駐車場の付置等に関する条例に関する協議	
	日本住宅性能表示基準評価書の交付に関する協議	
	中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例に関する協議（※総合調整条例に関する協議の対象となる案件は除く）	

	危険物の取扱い・貯蔵等に関する協議	○
	既存の建築物の現況調査、現況図面の作成、建築関係法令への適合性調査、不適合部分の是正工事検討、建築基準法第 12 条 5 項の報告資料作成等	
	既存の建築物の構造計算書の復元	
	既存設備（配管、給水水圧、電気設備等）の調査	○
	既存の建築物の設計図書が現存しない場合における、改修設計に必要な設計図書の復元に係る現況調査等（※改修設計に限る）	
	耐震改修設計に係る成果図書に関する専門機関による評価の取得に係る協議（※改修設計に限る）	
	その他関連手続	○
【資料】	設計業務等のチェックリスト	○
	各種技術資料	○
	各記録書	○
	木材使用量算定シート（別紙 2）	○
	電子データ	○
【その他】	概略工事工程表	○
	透視図	○
	模型	
	計画通知図書（副本） （※昇降機の計画通知は業務対象外）	○

注）・建築（構造）、電気設備及び機械設備の成果物は、建築（総合）実施設計の成果物の中に含めることができる。

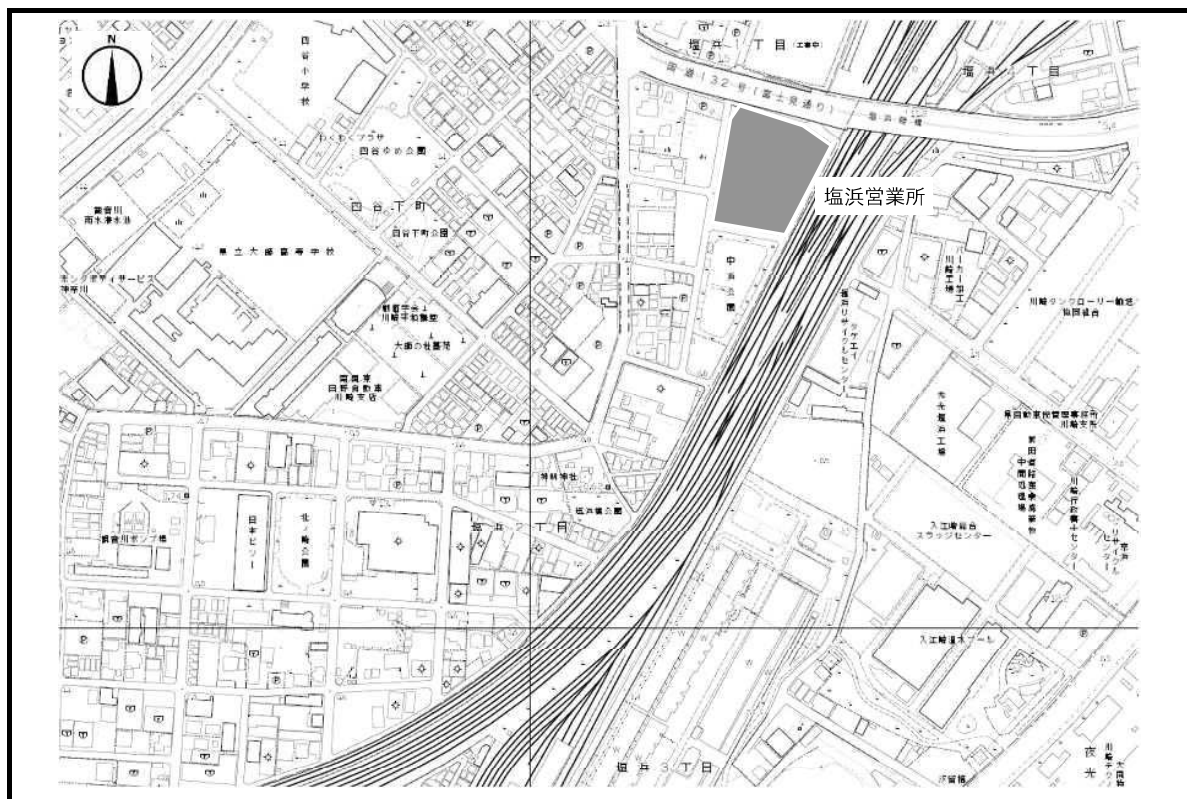
- ・原則として、工事内訳書は営繕積算システム RIBC2（（一財）建築コスト管理システム研究所）「内訳書作成システム」による。
- ・成果物には受注者名と管理技術者名を記載すること。
- ・各提出書類については、写しを作成し、受注者において保管すること。
- ・各種設計図は CAD データ共とし、別途 A4 判製本を 1 部提出する。その他の複製は監督員との協議による。

別紙2 木材使用量算定シート

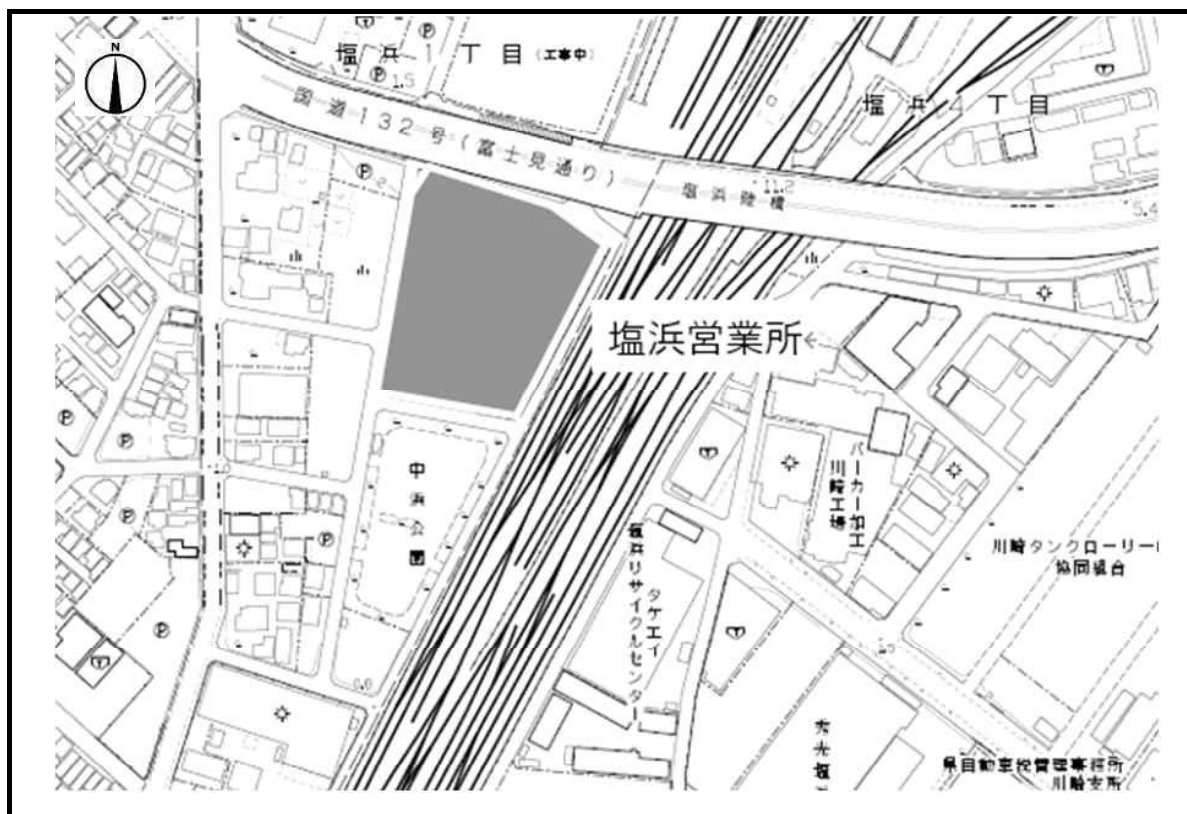
施設名					
所在地					
設計工期	着手	年 月 日	完了	年 月 日	
工事工期	着手	年 月 日	完了	年 月 日	
建物概要	建物用途※1			建築種別※2	
	構造	造		耐火建築物の別※3	
	階数	地下	階	地上	階
	建築面積	㎡			
	延床面積	㎡		左記のうち木造面積※4	㎡
	増築面積※5	㎡		左記のうち木造面積※4	㎡
	改修面積※5	㎡		左記のうち木造面積※4	㎡
	木材使用量	0.000	㎡	左記のうち国産材使用量	㎡
木質化率	㎡/㎡		木材調達※6		
コンセプト(コンセプト、特徴、設計趣旨などを概ね100文字以内で記載)※7					
備考(補助金の適用、受賞歴、特殊な事業経緯など補足すべき事項がある場合に記載)※7					

実 施 設 計					工 事			
①主要構造部等使用部位別使用量					①主要構造部等使用部位別使用量			
部位	材種	木材産地※8	使用量(㎡)	備考	材種	木材産地※8	使用量(㎡)	備考
土台								
柱								
間柱								
筋交								
梁								
床(大引、根太、床合板)								
壁(合板、胴縁)								
小屋組(母屋、垂木、野縁)								
計	—		0.000	—	—	—	0.000	—
②外装の使用部位別使用量					②外装の使用部位別使用量			
部位	材種	木材産地※8	使用量(㎡)	備考	材種	木材産地※8	使用量(㎡)	備考
外壁(仕上げ)								
外壁(下地材)								
軒裏								
計	—		0.000	—	—	—	0.000	—
③内装の使用部位別使用量					③内装の使用部位別使用量			
部位	材種	木材産地※8	使用量(㎡)	備考	材種	木材産地※8	使用量(㎡)	備考
床(仕上げ)								
床(下地材)								
壁(仕上げ)								
壁(下地材)								
天井(仕上げ)								
天井(下地材)								
計	—		0.000	—	—	—	0.000	—
④その他(家具、工作物等)の使用部位別使用量※9					④その他(家具、工作物等)の使用部位別使用量※9			
部位	材種	木材産地※8	使用量(㎡)	備考	材種	木材産地※8	使用量(㎡)	備考
計	—		0.000	—	—	—	0.000	—
合計(①～④)	—		0.000	—	—	—	0.000	—
木質化率(㎡/㎡)	—			—	—	—		—

案 内 図



配 置 図



委託依頼書受付番号									
R8-C-11-11-1									
担 任	担当係長	担当課長	担 任	担当係長	担当課長	担 任	担当係長	担当課長	部 長
設 計 業 務 委 託 内 訳 書									
委 託 名		塩浜営業所新築その他設計業務委託							
工 事 場 所		川崎市川崎区塩浜 2 丁目 2 番 1 号							
委 託 期 間		令和10年3月31日 限り							
委 託 概 要									
1 営業所新築									
構造:鉄骨造地上4階建て					延べ面積:約4,100㎡				
一般業務: ☒ 基本設計 ☒ 実施設計									
追加業務: ☒ 積算業務 ☒ 計画通知等申請手続 ☒ その他（透視図作成）									
設備概要: 電気・通信設備、給排水衛生設備、空調和設備、昇降機設備									
2 営業所解体									
構造:鉄筋コンクリート造地上2階建て					延べ面積:約1500㎡				
一般業務: ☐ 基本設計 ☒ 実施設計									
追加業務: ☒ 積算業務 ☐ 計画通知等申請手続									
設備概要: 電気・通信設備、給排水衛生設備、空調和設備									
3 洗車場									
一般業務: ☐ 基本設計 ☒ 実施設計									
追加業務: ☒ 積算業務 ☐ 計画通知等申請手続									
設備概要: 電気設備、給排水衛生設備									
4 給油所									
構造:鉄骨造地上1階建て									
一般業務: ☐ 基本設計 ☒ 実施設計									
追加業務: ☒ 積算業務 ☐ 計画通知等申請手続									
設備概要: 電気設備、排水設備									

(設計年月)

令和8年7月

[illegible]

業 務 価 格

					百万			千			百
--	--	--	--	--	----	--	--	---	--	--	---

消費税等相当額

					百万			千			百
--	--	--	--	--	----	--	--	---	--	--	---

委 託 料

					百万			千			百
--	--	--	--	--	----	--	--	---	--	--	---

内訳書

名	称	数	量	単位	金	額	備	考
直接人件費								
営業所新築			1	式				
営業所解体			1	式				
洗車場			1	式				
給油所			1	式				
計								
諸経費			1	式				
技術料等経費			1	式			業務価格の千円未満を端数調整	
特別経費			1	式			PUBDIS登録料	
業務価格			1	式				
消費税等相当額			1	式			消費税率10%	
委託料			1	式				